

「研究セキュリティの確保に関する取組のための手順書」に関するQA集

最終更新日：2026年8月26日

I 研究セキュリティの確保に関する取組の基本的な枠組み

No.	大分類	中分類	小分類	質問	回答
1	第1章 研究セキュリティの確保に関する取組の基本的な方針	1-2 本手順書の位置付け・性格	1-2 (3) 可変的性格	手順書の運用状況について、国によるフォローアップ（見直し等）は予定されているか。	必要に応じて見直し等を検討したいと考えています。
2	第2章 研究セキュリティの確保に関する取組の基本的な枠組み	2-2 対象となるプログラム	—	現在実施中の研究プロジェクトは、特定研究開発プログラム（手順書の対象）になるか。	特定研究開発プログラムである場合、当該競争的研究費が特定研究開発プログラムとして指定されていることが、公募要領上で明記されます。 また、特定研究開発プログラム以外でも、資金配分機関の判断で手順書に準じた取組が求められる場合もございます。いずれの場合も、公募要領をご確認ください。
3		2-4 リスクマネジメントの対象	—	企業が特定研究開発プログラムに参加する場合、大学とは組織体制が異なるが、リスクマネジメントの対象範囲はどのように考えればよいか。	企業が特定研究開発プログラムに参加し、研究代表機関または共同研究機関となる場合も、大学と同様に、PI・Co-PI及び研究参画者に対し、本手順書に基づく取組が必要です。
4		2-5 チェックリスト・質問票の作成	2-5 (2) 研究セキュリティのチェックリスト	「研究セキュリティのチェックリスト」を用いた自己点検について、公開情報や大学独自で策定している研究者総覧で一部代用することは可能か。 また、Google Form等の電子フォームで情報の収集を行うことは可能か。	公募要領等を確認いただき、事業担当の資金配分機関と相談しながら実施してください。
5				国際共同研究において、相手国から指定された別のリストを用いてデュー・ディリジェンスを行ってもよいか。	事業担当の資金配分機関にご相談いただき、資金配分機関の指示に従ってください。
6			2-5 (3) 研究セキュリティに関する質問票	応募時に資金配分機関に提出する自己申告等の様式について、統一フォーマットは示されるか。	手順書において統一の自己申告様式は示しておりません。そのため、各資金配分機関が作成・指定する様式に従ってください。
7		2-6 手順書違反が生じた場合の対応	—	重要技術が流出した（または流出した可能性が発覚した）場合、直ちに資金配分機関へ報告する必要があるか。	手順書の対象が否かにかかわらず、被害の拡大を防止する観点から、資金配分機関を含む関係者へのできる限り速やかに報告することが必要です。問題が生じた（流出した可能性がある）と認識した段階で、整備した連絡体制に基づき、速やかにご報告いただくようお願いいたします。

II 関係者に求められる研究セキュリティの確保に関する取組

No.	大分類	中分類	小分類	質問	回答
1	第1章 政府による取組	1-1 研究機関及び研究者のリテラシーの向上に向けた支援	1-1 ① 研究セキュリティの確保に関する研修教材の作成、説明会の開催及び研修の実施	研究の国際化を踏まえ、手順書の外国語版（英語、中国語など）は作成されるか。	まずは英語版の作成を予定しております。
2	第2章 資金配分機関による取組	2-1 特定研究開発プログラムの公募開始前の取組	2-1 (1) 特定研究開発プログラムの運営体制の整備	資金配分機関における「体制の整備」とは、具体的にどのような体制を想定しているか。	機関内での責任体制の明確化等、手順書に記載している内容を実行できる体制を想定しています。
3			2-1 (2) 特定研究開発プログラムの運営に関与する者へのデュー・ディリジェンスの実施	リストに掲載されていない機関についても、リストに掲載されている機関・個人に「所有されている場合」も確認が望ましいとされているが、この「所有」とは具体的にどのような状況を指すか。	「所有されている場合」とは、米国の規制（米国財務省OFACや商務省BISの運用）で用いられている考え方を参考にしています。 ・50%以上の持分（株式・出資比率）を保有 ・直接または間接に支配している（子会社など） ・経営・意思決定に実質的な影響力を持っている（役員構成など） この所有関係の確認には専門的な調査を要する場合があるため、手順書では必須ではなく「望ましい」取組としています。
4				応募日（就任予定日）の属する年度を含めた過去3年分とは、具体的にどの期間を指すか。	応募日（就任予定日）の属する年度と、それ以前の2か年度分を合わせた「計3年分」の情報を指します。 例えば、就任予定日が令和8年（2026年）6月1日の場合、令和8年度、令和7年度及び令和6年度の3年分の情報を調べていただくことになります。
5				デュー・ディリジェンスにおいて、懸念国に事実上支配されている企業（資本関係が流動的な場合を含む）への所属歴は、どこまで確認が必要か。	まずはリスト掲載機関への所属歴を確認することを想定しています。当該リスト掲載機関に実質的に支配されている機関への所属歴まで確認することは、望ましいと考えられますが、研究機関側の負担も考慮し、必須とはしておりません。
6				研究費の取得歴だけでは把握できない国際共同研究（相手国のみが資金提供する場合など）は、どのように確認すればよいか。	本手順書では、自己申告やオープンソースなど通常把握し得る情報に基づくデュー・ディリジェンスを求めています。資金配分機関の判断により、論文の共著者情報や学会発表の状況などを確認いただくことも考えられます。
7				デュー・ディリジェンスの結果を「総合的に勘案する」際の、具体的な判断基準は示されるか。	各プログラムの性質や研究内容が多様であるため、一律の基準を示すことは考えておりません。

II 関係者に求められる研究セキュリティの確保に関する取組

No.	大分類	中分類	小分類	質問	回答
8	第2章 資金配分機関による取組	2-2 特定研究開発プログラムの公募開始後から採択決定までの間の取組	2-2 (1) 研究代表機関及び共同研究機関へのデュー・ディリジェンスの実施	財務状況・資本構成のデュー・ディリジェンスで「懸念有り」と判断されるのはどのようなケースか。	財務状況については、資金繰りの悪化等で研究の継続性に疑義が生じる場合を想定しています。資本構成については、主要株主の所在地や、外国ユーザーリスト掲載機関等の懸念される組織からの出資・支配関係の有無などを確認いただくことを想定しています。
9	第3章 研究機関による取組	3-1 日常的に実施する取組	3-1 (2) 情報管理体制の整備	リスクマネジメントを担う「技術情報流出防止部署」は、機関内のどこが担当すべきか。組織横断的な既存の部署か、存在しない場合は新設する必要があるか。	既に安全保障輸出管理や研究インテグリティ等を行っている関係部署などが中心になるかと考えますが、具体的には各研究機関が責任をもって対応できる体制を構築していただくことになります。該当する部署がない場合は、組織改編等も含め、対応可能な担当部署を定めていただく必要があります。
10			3-1 (4) その他の取組	「研究セキュリティ」のチェックリストへの対応は、日常的に行うべきか。	研究セキュリティのチェックリストは、特定研究開発プログラムに応募する、またはその可能性がある場合に、手順書の内容に対応できるかどうかを自己点検していただくためのものですが、日常的に行うことが「望ましい」ものでもあります。
11		3-2 特定研究開発プログラムへの応募時における取組	3-2 ① 特定研究開発プログラムの運営に関与する者の指名	「特定研究開発プログラムの運営に関与する者」には、研究者に限らず、研究計画や成果内容を業務上知り得る事務職員（申請運営担当者等）も含まれ、デュー・ディリジェンスを実施する対象となるか。	手順書では、運営に関与する者の定義を「特定研究開発プログラムにより行われる研究の内容を業務上知り得る者」としており、申請や運営支援に携わる事務職員も含まれますが、研究機関におけるデュー・ディリジェンスの対象は、あくまでプログラムに参画する「研究者」です。
12		3-3 資金配分機関が公募要領で定める期限までに実施する取組	3-3 (1) 研究代表機関が実施するリスク確認・リスク評価 (i) PI・研究代表機関に所属する研究参画者及びCo-PIについて	自己申告項目の「研究費以外の支援等の取得歴」には、単発の講演料や自機関からの給与等、どこまでの情報が含まれるか。	金銭的支援（報酬・給与・奨学金等）だけでなく、ポストの提示や物品の提供なども含まれると考えられます。申告すべき具体的な範囲については、所属機関の規程・判断等に沿ってご対応ください。
13				申告の対象となる自己申告項目にある「特許の出願状況」について、過去3年以内の特許とは、出願日を起点としているのか。	出願日を起点として、応募する日の属する年度を含めた過去3年以内の特許が対象となります。

II 関係者に求められる研究セキュリティの確保に関する取組

No.	大分類	中分類	小分類	質問	回答
14	第3章 研究機関による取組	3-3 資金配分機関が公募要領で定める期限までに実施する取組	3-3 (1) 研究代表機関が実施するリスク確認・リスク評価 (i) PI・研究代表機関に所属する研究参加者及びCo-PIについて	自己申告項目にある「特許の出願状況」について、機関が把握していない個人の特許や出願後18ヶ月未経過の非公開特許は含めるべきか。また、特許名を匿名化し、共同発明者や共同出願者の情報のみを記載し、提出することは可能か。	記期間内に出願された特許は、公開・非公開を問わず、また、機関が把握していない個人名義の特許等も含め、すべて自己申告の対象となります。匿名化して提出いただいても問題ないですが、詳細情報の開示が困難な場合は、まずCo-PIの所属機関等でリスク評価を行い、懸念がない場合はその旨を、懸念がある場合はリスク軽減措置を講じる旨を研究代表機関に報告する等の対応が考えられます。
15				確認対象となる「外国の人材採用プログラム」について、具体的な定義やプログラムのリストは示されるか。	手順書では米国の国防権限法に基づくリストを想定しています。
16				デュー・ディリジェンスの確認項目である「リストへの掲載の有無」と「リスト掲載機関への所属の有無」の違いは何か。	前者は、機関や研究者自身の名称が、各種リスト（外国ユーザーリスト等）に直接掲載されているかを確認するものです。後者は、研究者個人の名称がリストに掲載されていなくても、その研究者が所属（兼任を含む）している組織がリストに掲載されているかを確認するものです。
17				研究者からの自己申告内容の真偽について、研究機関としてどこまで確認（裏付け）する必要があるか。	まずは研究者から、内容が真実である旨の「宣誓書」を添えて自己申告をしていただきます。それを受領した研究機関においては、申告内容についてオープンソース等を用いてデュー・ディリジェンスを行い、齟齬がないか確認を行っていただきます。
18				共同研究機関の代表者（Co-PI）が提出する自己申告書や同意書・宣誓書は、研究代表機関・担当部署が入手し、管理をするということか。また、自己申告情報は、共同研究機関と研究代表機関の双方で共有されるという理解でよいのか。	ご認識のとおりです。研究代表機関は、研究チーム全体の情報を一元的に取りまとめ、資金配分機関に対して責任を負う立場にあることから、Co-PIに対してもデュー・ディリジェンスを実施する必要があります。そのため、Co-PIの自己申告書、同意書及び宣誓書を（通常は共同研究機関の事務部門を通じて）入手することが求められます。

II 関係者に求められる研究セキュリティの確保に関する取組

No.	大分類	中分類	小分類	質問	回答
19	第3章 研究機関による取組	3-3 資金配分機関が公募要領で定める 期限までに実施する取組	3-3 (1) 研究代表機関が実施するリスク 確認・リスク評価 (i) PI・研究代表機関に所属する研究 参画者及びCo-PIについて	研究者からの自己申告について、学歴や職歴など、 機関が人事情報として既に保有している情報で代用 することは可能か。また、機関で把握している実績 (研究費取得歴等) については、他機関での実績の みを申告させる運用は可能か。	研究機関が既に保有している情報を活用することは問題あり ません。ただし、その情報が最新かつ正確であることを研究 者本人に確認し、不足している情報や、機関が把握できてい ない他機関での実績等については、改めて自己申告を求めて いただく必要があります。
20			3-3 (1) 研究代表機関が実施するリスク確 認・リスク評価 (iii) 共同研究機関について	研究代表機関がデュー・ディリジェンスを実施する ことが望ましい共同研究機関は具体的にどのような 機関か。	機関レベルのデュー・ディリジェンスの対象となるのは、手 順書に記載の機関（我が国の大学、大学共同利用機関等）を 「除くすべて」の共同研究機関です。具体的には、以下の機 関が挙げられます。 ・外国の機関すべて（外国の大学、外国の研究機関、 外国政府関連団体 等） ・国内外の民間企業 ・非営利団体・財団・有志団体等 ・NPO、一般社団法人、海外の財団、研究基金など
21				デュー・ディリジェンスにおける「財務状況の確認」 について、どのような状況であればリスクに基づく 対応が必要となるか。	第2章 No.9をご参照ください。
22				研究代表機関による「共同研究機関」及び「支援者 等」に対する機関レベルのデュー・ディリジェンス が、必須ではなく「望ましい」とされている理由は 何か。	研究セキュリティ確保の観点からは、機関レベルの確認を行 うことはもちろん望ましいのですが、研究現場の過度な事務 負担を軽減する観点から、共同研究機関という組織及び「支 援者等」に対する確認については「望ましい（推奨）」とし ています。